

# 職務に関する働きかけの件数及び概要

(平成30年4月～平成31年3月)

## 1 対応記録件数

件数	14件
----	-----

## 2 対応記録概要

No.	働きかけ内容	対応状況
1	早稲田、グランド坂下、千石三丁目の3停留所にベンチを設置してもらいたい。	早稲田については、設置に向けて進めていく。他の2停留所については、ベンチ設置に不向きな場所であるために、設置は不可の旨、回答した。
2	文花二丁目停留所にベンチを設置できないか。	設置に向けて検討を進めていく旨、回答した。
3	東尾久六丁目停留所の移設に合わせて上屋とベンチを設置できないか。	歩道幅が狭いため、上屋・ベンチともに設置することは困難である旨、回答した。
4	国立国際医療研究センター停留所にベンチを増設できないか。	ベンチを増設するためには、大規模な工事が必要となることから、困難である旨、回答した。
5	平井七北公園停留所に上屋を設置できないか。	上屋の設置に向けて検討を進めていく旨、回答した。
6	行船公園前、くすのきカルチャーセンター前の停留所に上屋を設置できないか。	マンホールなどもあり、埋設物や高木等の理由で設置は困難な個所もあるものの、状況を調べて改めてご報告する旨、回答した。
7	八千代橋停留所（品川駅方面）にベンチを設置すること出来ないか。	ベンチを設置しうる場所に、コミュニティバスの標識柱が設置されており、また道路整備工事直後で、掘削禁止となっている可能性がある。道路管理者に確認し、改めてベンチ設置の可能性を探る旨、回答した。
8	リバーサイドスポーツセンター停留所に上屋と照明を設置してもらいたい。	照明付の新型上屋を設置するのに必要な歩道幅員が確保できないため、上屋の設置は難しい。標識柱を照明付のものに出来るか検討する旨、回答した。
9	小松川三丁目停留所（葛西方面）に上屋を設置出来ないか。	当該停留所は、埋設物が支障して基礎を構築することができないため、上屋の設置は不可。埋設物は道路に沿って設置されているため、停留所を移設しても上屋を設置することは出来ない旨、回答した。
10	早稲田停留場に旅客用トイレを設置してほしい。	ホームの幅員が不足しているため、設置は困難である旨、回答した。
11	内藤町大京町停留所（早稲田方面）に上屋を設置してほしい。 また、池65系統において、合同住宅へ行くバスの本数が少ないため、増便はできないか。	上屋設置については、道路の幅員が不足しているため、困難である。また、当該路線については、出入庫の際に運行しているものであり、増便については困難である旨、回答した。

No.	働きかけ内容	対応状況
12	新渡橋・小松川三丁目・くすのきカルチャーセンター前・行船公園前停留所に上屋を設置してほしい。 また、江戸川区葛西事務所を經由して葛西駅に向かうバス路線を新設できないか。	上屋設置については、新渡橋・小松川三丁目停留所は埋設物への影響により困難である一方、くすのきカルチャーセンター前・行船公園前停留所については検討を行う旨、回答した。また、路線の新設については、人員や車両に限りがあるため困難である旨、回答した。
13	王子四丁目停留所（王子駅方面）にベンチを設置してほしい。	停留所付近の道路の幅員が確保できないことなどから、設置は困難である旨、回答した。
14	目白五丁目停留所（練馬車庫方面）の位置について、以前あった位置に戻してほしい。	当該停留所は道路の拡幅工事の際に移設されたものであるが、工事に伴い右折レーンが整備されたことなどにより、以前あった位置には戻すことができない旨、回答した。

【問合せ先】 交通局職員部人事課（代表）03-5321-1111（内線）46-327